## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成22年8月27日(金)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になり ます。

平成22年8月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

その他:		9 件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機取替に伴う計算機補助継電器盤のケーブル解線時、「SGTS動作」他21個の誤警報発生(電源の回り込み)が認められたため、対応検討。	G	
2	1号機	使用済み燃料プール水位(高/低)警報回路において、展開接続図との現場配線に相違(現場の端子台未記入)が認められたため、当該展開接続図及び現場回路修正。	G	
3		原子炉建屋地下1階北西側照明器具において、吊り固定金具の外れが認められたため、当該金 具を取付。	G	
4		第6給水加熱器(C)復水入口弁及び電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)吸い込み弁の開閉試験時、同弁駆動電動機部に異音(グリス切れ)が認められたため、当該弁の電動機部を点検補修。	G	
5		移動式炉内計装系点検後の電源復旧時、チャンネル(D)検出器のシールドボックス(収納容器) 位置検出スイッチの不良(検出器収納中に収納外の表示)が認められたため、当該位置検出スイッチを点検補修。	G	
6	2号機	主復水器真空ポンプ用ホイストにおいて、動作不良(巻き上げ、巻下げ出来ない)が認められ、 過巻リミットスイッチの不良が確認されたため、当該リミットスイッチを点検補修。	G	
7		燃料プール冷却浄化系逆洗受ポンプ洗浄水圧力調節計において、動作不良(設定圧力まで上昇しない)が認められたため、当該圧力調節計を点検補修。	G	
8	4号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ(A)油冷却器冷却水用フローグラスにおいて、指示不良が認められたため、当該フローグラスを点検補修。	G	
9		固化系冷水ユニット(B)圧縮機(2)吐出圧力計点検時、指示値に精度外が認められたため、当 該圧力計を交換。	G	